

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

徳島国民年金 事案512

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私が20歳になったころ、父親が年金給付を受けて生活していたので、年金制度には関心を持っていた。私は昭和47年12月より店を経営しており、申立期間当時も経済的な問題はなかったため、国民年金保険料はずっと納付していた。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の前後の期間はいずれも納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年3月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで

申立期間①については、昭和49年6月ころ妊娠して母子手帳をもらいに行った。その後、妊婦に支給されるミルクをもらいに毎月役場に行っていたように思う。その時、厚生年金保険の資格を喪失していたので国民年金の加入手続きを行い、毎月役場で保険料を納付した。申立期間②については、継続して納付したと思うが、どうして未納とされているのかわからない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、昭和54年9月に就職してから過年度納付により当該期間前後の保険料を納付したことが確認できるところ、申立人の住所、仕事等生活環境に大きな変化は見られないことから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は昭和49年4月以後の国民年金加入期間(270か月)について当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付するなど納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月以降に払い出されたものと推認され、この時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるどころ、申立人は毎月役場で納付したとしており、ほかに過年度納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は「毎月のミルクの支給時に、国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、A市区町村への照会結果によると、妊婦

等へのミルクの支給期間は、妊娠届の翌日から産後3か月までの期間であるとしており、申立人の第一子の誕生月からすると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点では、ミルクの支給期間は終了しているとともに、国民年金被保険者名簿において、昭和49年4月から50年3月までの期間の保険料が50年4月に納付されていることが確認できるなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立期間②のうち平成2年11月1日から4年10月1日までの期間については30万円、同年10月1日から6年10月1日までの期間については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成2年11月1日から6年10月1日までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月1日から59年10月1日まで
② 平成2年11月1日から6年12月29日まで
③ 平成6年12月29日から7年1月1日まで

申立期間①のA事業所における標準報酬月額が実際の給与支給額である22万円より低い金額で記録されている。

また、申立期間②については、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも多く厚生年金保険料が給与から控除されている。

調査の上、両申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

さらに、申立期間③について、オンライン記録では、平成6年12月29日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることとなっているが、同年12月分の給与は満額支給されており、厚生年金保険料も控除されていることから申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあったA事業所における平成2年11月から6年9月までの期間に係る給与支払明細書により、2年11月から4年9月までの期間については30万円、4年10月から6年9月までの期間については32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所における平成2年11月から6年9月までの期間に係る給与支払明細書から、2年11月から4年9月までの期間については30万円、4年10月から6年9月までの期間については32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、A事業所の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の書類は保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しているものの、申立人は「平成6年12月については、最後の営業日まで勤務し、給与も満額支給されている。同年12月28日付けで退職届を出した覚えもなく、年末まで在籍していたと認識している。また、給与は月給制で月末支給であった。」と述べている。

また、申立人から提出のあったA事業所における給与支払明細書によると、平成3年1月及び6年11月に厚生年金保険料率が改定された時、並びに4年10月の定時決定時において当該月の給与から新しい保険料率で保険料が控除されていることが確認できることから、申立事業所で

は厚生年金保険料を当月控除していたことが推認できるところ、6年12月分の給与支払明細書において、申立人は34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は7年1月1日とするのが妥当である。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成6年12月分の給与明細書の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①について、申立人は、源泉徴収票等、厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持していないことから、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていることを確認することはできない。

また、申立期間②のうち、平成6年10月については、申立人から提出のあった同年10月分の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より低くなっており、同年11月については、申立人から提出のあった同年11月分の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と同額であることが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和58年12月から59年9月までの期間、平成6年10月及び同年11月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案514（事案153の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から平成12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から平成12年5月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、元夫が勤務していたA事業所が納付してくれているはずである。

元夫がA事業所で勤務していた期間は、元夫に支払われる給与から保険料が天引きされていたし、元夫が退職した後の期間も、同事業所が保険料を納付してくれていると思う。

当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、元夫の同僚も当時の状況を証言してくれると思うので、再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年8月から61年3月までの期間に係る申立てについては、i) 申立人の元夫が加入していた共済組合を通じて国民年金保険料を納付する仕組みが存在していた事実が確認できないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月12日に払い出されており、申立期間について任意加入対象者である申立人は、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することができないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな証言者（申立人の元夫の同僚であるB氏）がいることを理由に調査依頼があり、当該同僚から事情を聴取したものの、A事業所において職員の給与から配偶者の国民年金保険料を天引きし、納付していたことをうかがわせる供述は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案515

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年12月まで
昭和36年4月から地元婦人会を通して納付した。国民年金の保険料は、当初350円ぐらいだったように思う。その後、段々高くなり4,000円くらいを納付した。調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の夫はA共済組合に加入していることから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であったと推認できるところ、オンライン記録及び被保険者台帳管理簿から、申立人は昭和51年1月6日付けで国民年金に任意加入していることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、申立期間は未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付金額についての申立人の記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案395（事案48の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月から同年10月まで
② 昭和39年3月及び同年4月
③ 昭和40年12月
④ 昭和41年1月から同年12月まで
⑤ 昭和42年12月から平成12年5月まで

申立期間④については、A事業所で正社員として勤務しており、受付等の業務に従事していた。当時の同僚二人の名前も記憶しているし、勤務していたことは間違いない。

一方、申立期間①、②、③及び⑤については、勤務はしていなかったものの、昭和51年に元夫が勤務していたB事業所において、私が20歳になった昭和35年*月から60歳になる平成12年*月までの期間がすべて厚生年金保険加入期間となるような手続きをしたはずである。

申立期間④に係る当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、20歳から60歳までの期間の厚生年金保険被保険者記録があることは間違いないので、再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④に係る申立てについては、申立人が勤務していたとする事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、周辺社会保険事務所管内の適用事業所を調査しても、当該事業所を特定できず、健康保険組合、厚生年金基金及び雇用保険の加入記録を調査しても申立期間の記録が確認できなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

今回、申立人から当時の同僚二人の名前を思い出したことを理由に調査依頼があり、このうち連絡先が把握できた同僚一人から事情を聴取したところ、申立事業所の名称がC事業所である可能性が高いことが判明するとともに、申立人が当該事業所に勤務していたとする供述も得られた。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿において複数の事業所名称で確認しても、申立人等が記憶する事業所の所在地（D市区町村、E市区町村及びF市区町村）に、申立事業所は確認できない上、申立人が記憶する同僚二人及び申立期間当時申立人と一緒に申立事業所で勤務していたと供述している同僚一人に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないなど、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、同僚調査の結果から、申立事業所に係る当時の事業主の氏名は把握できたものの、連絡先等を把握することができず、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、同僚等が記憶する申立事業所の本社所在地（D市区町村、E市区町村及びF市区町村）を管轄する法務局に照会するも、申立事業所に係る登記簿謄本を確認することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 一方、申立期間①、②、③及び⑤については、申立人の元夫が昭和40年1月から平成9年3月までの期間について、A事業所に勤務し、G共済組合に加入していたことは確認できるが、申立人は、当該期間を通じて一度もA事業所に勤務していないことから、当該事業所において厚生年金保険被保険者となることは制度上不可能である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和61年4月から平成12年5月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間及び第1号被保険者期間（保険料納付済期間）であることが確認できる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月から29年3月まで
② 昭和29年4月から31年3月まで
③ 昭和31年4月から34年1月まで
④ 昭和34年3月から43年3月まで
⑤ 昭和43年4月から44年9月まで

申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所、申立期間③についてはC事業所、申立期間④についてはD事業所、申立期間⑤についてはE事業所（現在は、F事業所）においてそれぞれ勤務していたが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、業務内容に係る申立人の具体的な供述及び当時の事業主の供述等から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所原簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時、A事業所は個人経営であり、社会保険には加入していなかった。申立人の名前は聞いたことがあるように思うが、当時の書類は一切保管していないので詳細は分からない。」と供述している上、申立人は、当時の同僚について、姓しか記憶していないため、当該同僚らを特定することができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる資料及び供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、業務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所原簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは平成2年11月1日であり、申立期間②当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所は、「申立期間②当時の人事記録等の書類は保管しておらず、当時の事情は分からない。」と回答しており、当時の賃金台帳等の関連資料を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚のG氏は、オンライン記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成2年11月1日より後の3年4月1日に初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、同氏は、「申立期間②当時、B事業所に勤務していたが、給与から厚生年金保険料が控除されていたかについて記憶は無い。しかし、当時社会保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人と一緒に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所原簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、法人登記簿において、申立事業所に該当する法人は確認できず、当時の事業主の所在等も不明であることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除等について確認できる資料及び供述は得られない。

さらに、申立人が記憶する同僚のH氏は、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、「当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたかについて記憶は無く、C事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたかについても分からない。私も、申立人と同様に、C事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことは知っている。」と供述するなど、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、業務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、D事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立事業所に申立期間④当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、当時の事務担当者も既に退職しており連絡先が不明であることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除等について確認できる資料及び供述は得られない。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者（申立人が記憶する同僚を含む。）へ文書照会を行ったところ16人から回答が得られたが、申立人のことを具体的に記憶している者は確認できない。

さらに、前述の16人のうち5人は、「現場の職人は、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかった。私も入社後しばらくしてから加入させてもらった。」「職人の中には、厚生年金保険に加入していない人も多かったと記憶している。」など供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑤当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、14人から回答があったが、14人全員が申立人の記憶は無いと回答しており、申立人が申立期間⑤において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、F事業所は、「社員名簿で、昭和43年1月から45年12月までの期間に係る雇入れ記録を確認したが、申立人の雇入れ記録は確認できないことから正社員として雇用していなかったと思われる。仮に、臨時雇用者等の立場で雇用していたとしても、正社員ではない者は社会保険に加入させておらず、社会保険に加入していない者から保険料を控除することは考え難い。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間⑤を含む昭和43年3月16日から45年1月5日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、申立人が記憶する同僚のI氏及びJ氏についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、所在等も不明であるため、申立人の申立期間⑤における勤務実態、厚生

年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から57年1月まで

私は、昭和56年2月に運転免許を取得し、同年2月から57年1月までの期間において、A事業所に勤務した。

給与から健康保険及び厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所B営業所で一緒に勤務していたと記憶するC氏は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中の昭和56年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、同氏は、「A事業所B営業所で採用され、その後、同事業所D営業所に異動したが、厚生年金保険被保険者の資格を取得しているのは同事業所D営業所に勤務していたころであると思われる。」と供述しているものの、申立人は、i) 前述のC氏がA事業所B営業所から同事業所D営業所へ異動したことを記憶していないこと、ii) 申立事業所を退職した後に勤務したとするE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間直後の57年2月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、「E事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間のうち、少なくとも56年2月及び同年3月までの期間において申立事業所に勤務していたことがうかがえるものの、同年4月から57年1月までの期間について、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、A事業所の事業主であったF氏は、「申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務期間について確認することができないが、

当時、従業員の経歴及び業績等から判断し、場合によっては、入社後しばらくの期間について、厚生年金保険の加入を見合わせていたケースがあった。」と供述しているところ、複数の同僚について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期が、それぞれが供述する入社時期と一致していないことが認められることから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和53年8月1日から57年12月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い上、申立人は、当該事業所において健康保険証を受け取った記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月22日から同年9月1日まで
申立期間当時、A事業所（後の、B事業所）で勤務していた。

申立期間について、私の夫の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び申立期間当時にA事業所の役員であった申立人の夫の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の夫は、「当時、A事業所は、工場と店舗が別の場所にあり、申立人は、A事業所の店舗において経理及び商品販売業務に従事し、その業務の傍ら、店舗と同一敷地内にあった自宅で家事を行っていた。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、申立人は、他の常勤の従業員とは異なった勤務形態であった状況がうかがえる。

また、登記簿謄本から、申立人は申立期間後の昭和35年9月2日においてB事業所の監査役であり、申立人の義父は、23年7月1日からA事業所が解散する24年8月31日までの期間において同社の代表取締役であったことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の義父母について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立事業所は当時の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、

申立期間当時、申立事業所において社会保険関係事務を含む経理等の業務を行っていたとされる申立人は既に死亡していることから、申立人について、申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる資料及び供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、適用事業所名簿において申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和24年2月1日から25年5月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月26日から55年5月3日まで
私は、A事業所で運転手として勤務していた。

昭和54年末に会社を退職する旨の申出を行い、健康保険被保険者証を会社に返納したと思うが、数日後に復職し、再度会社から健康保険被保険者証を受け取ったと思う。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から申立期間当時の事情を聴取したが、申立人が申立期間について申立事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書によると、申立人は、昭和53年3月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54年12月26日に同資格を喪失した後、55年5月3日に同資格を再度取得しており、申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所は、「当時の人事記録等の関係資料は保管しておらず、当時の事情を知る者も在職していないことから、申立人の当時の厚生年金保険料の控除等の状況は不明である。」と回答している上、申立期間当時、申立事業所の事務を行っていたとする役員も、「人事記録等の関係資料は保管しておらず、申立人に係る記憶も無い。」と供述していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関係資料及

び供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和53年6月1日から55年12月3日までの期間に資格取得した被保険者を確認し、所在の確認できた被保険者11人に照会したところ、8人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和53年6月1日から55年5月3日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月15日から同年7月25日まで
② 昭和21年7月26日から22年12月29日まで
③ 昭和24年8月1日から26年10月30日まで
④ 昭和27年9月1日から33年6月22日まで
⑤ 昭和24年5月1日から同年8月1日まで
⑥ 昭和26年10月30日から27年9月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①から④の被保険者期間について、私が退職した昭和32年10月から約1年後の33年10月6日に脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の支給申請手続きを行っておらず、脱退手当金をもらった記憶も無い。

また、私は、昭和24年5月にA事業所に入社し、途中で退職することなく、継続して勤務したが、申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間④に係る厚生年金被保険者資格喪失日の昭和33年6月22日から約3か月半後の33年10月6日に支給決定されており、未請求期間も無く、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、A事業所は、退職する女性職員に対し脱退手当金について説明

し、会社が代理請求していたとしており、当該事業所の脱退手当金の受給記録のある同僚15人のうち12人が、「会社が手続を行い、脱退手当金の支給を受けた。」、「会社から脱退手当金の説明があった。」旨の供述をしていることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①から④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間⑤及び⑥について、A事業所に継続して勤務したと主張しているものの、A事業所が保管する社員名簿によると、申立人は昭和24年5月26日から26年10月30日までの期間及び27年5月24日から33年6月21日までの期間について、申立事業所で勤務していたと記録されていることから判断すると、申立人が当該期間について勤務していたことが推認できるものの、申立期間⑤及び⑥のうち、24年5月1日から同年5月25日までの期間及び26年10月31日から27年5月23日までの期間について勤務していたことを確認することができない。

また、申立事業所は、当時、試用期間があり、入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと供述しており、申立期間⑤及び⑥当時の同僚3人は、「当時、入社後しばらくして厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚らについて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する入社時期が異なることから判断すると、当時、事業主は、必ずしも従業員のすべてを入社又は採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑤及び⑥における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無い。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立人は昭和24年8月1日から26年10月30日までの期間及び27年9月1日から33年6月22日までの期間において厚生年金保険に加入した後、脱退手当金を受給した旨記録されていることが確認できるとともに、24年8月1日から26年10月30日までの期間における厚生年金保険記号番号と別の記号番号で再度27年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、申立事業所は、申立人について26年10月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた後、再度27年9月1日付けで改めて厚生年金保険被保険者の資格を取得する手続を行っていることがうかがわれ、申立期間⑥当

時、申立事業所に継続して厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張と合致しない。

加えて、申立期間⑤及び⑥当時の同僚からも、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について、確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月1日から59年2月3日まで
② 昭和59年4月13日から同年6月12日まで

申立期間①についてはA市区町村立B校、申立期間②についてはC市区町村立D校において助教諭（臨時職員）として勤務していた。

E事業所が発行した両申立期間に係る辞令書もあり、勤務していたことは間違いのないため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及びE事業所の回答結果から判断すると、申立人が、A市区町村立B校及びC市区町村立D校において助教諭として勤務していたことは推認できる。

しかし、E事業所は、「両申立期間当時、任用期間が2か月以下の者は厚生年金保険の加入対象となっていなかった。また、辞令書が複数ある場合でも、当初に出された辞令書に記載されている任用期間が2か月を超えない場合は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、厚生年金保険法第12条では「次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。」と規定されており、同条第2号では、厚生年金保険の被保険者としない者について、臨時に使用される者であって、「二月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、申立人から提出された辞令書によれば、両申立期間において、いずれも2か月以内の期間を定めて任用された者であったことが確認できる。

また、E事業所から提出された人事記録及び申立人から提出された職員名簿において、両申立期間中に申立人と同じ助教諭としてA市区町村立B

校及びC市区町村立D校に勤務していたことが確認できる4人は、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、当該同僚のうち回答があった一人は申立人について記憶しておらず、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることもできない。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和58年7月1日から59年6月17日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番もない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。